

令和3年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年3月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時59分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 16名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	8番・高倉 伸淳	9番・松木 一幸
10番・宮嶋 睦子	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸
15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也	18番・山田 孝
- 5 欠席委員 7番・湯浅 光二 11番・平 克洋 19番・滝川 岳雪
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹
北田主査 長根主査 石山主任
須賀主任 荒主任 遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 8番・高倉 伸淳 9番・松木 一幸
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 農地・非農地の判断について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、16名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、7番湯浅委員、11番平委員、19番滝川委員から欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
8番高倉委員、9番松木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし8ページでございます。
御審議いただきますのは所有権移転が2件、賃貸借権の設定が5件、使用貸借権の設定が4件の合計11件で、地区の内訳は所有権移転が西神楽地区1件、東旭川地区1件、賃貸借権の設定が永山地区1件、東旭川地区4件、使用貸借権の設定が東鷹栖地区2件、東旭川地区2件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号7番につきましては、高倉委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（高倉 伸淳） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。番号7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 議案補足資料7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号7番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号7番について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。
- 委員（高倉 伸淳） （着席）
- 議長（山田 孝） 高倉委員が関係する案件について、決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。番号1番及び3番ないし6番につきましては、貸主が所有する農地を借主に貸し付けし、借主が新規に就農して農業に精励する案件でございます。
- なお、番号1番及び3番並びに6番の3件につきましては、借主の経営面積が2haに達しませんが、ハウス栽培による集約的営農を行う見込みであるため、下限面積要件には該当いたしません。
- 番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号8番ないし11番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。
- なお、番号8番及び9番につきましては、新規で使用貸借権を設定する案件であり、また、番号10番及び11番につきましては、既に設定されていた使用貸借権の期間満了に伴う再設定案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし6ページ、8ページないし11ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし6番、番号8番ないし11番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし6番、番号8番ないし11番について「異議なし」と認め、許可することに決定します。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

この案件につきましては、私に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席いたします。

なお、滝川職務代理者が欠席されておりますので、その間の議事進行に限り、部会規則第19条の規定に基づき副議長を指名したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員 (承認)

○議長（山田 孝） 円滑な進行のため、指名は議長に一任いただきたいと思いますがいかがですか。

○委員 (承認)

○議長（山田 孝） それでは、番号10番 宮嶋委員を副議長として指名いたしますので、議事進行をお願いいたします。

○副議長（宮嶋 睦子） (副議長席着席)

○議長（山田 孝） (退席)

○副議長（宮嶋 睦子） それでは、事務局から御説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御

説明いたします。議案の該当ページは9ページでございます。

本件の転用目的は、土地改良事業の換区域内にある既存の農業用格納ハウスを、申請地である農用区域内農地に移設するものであります。

まず、議案補足資料13ページの位置図を御覧ください。申請地はJR千代ヶ岡駅から南東方向へ約4.7kmに位置します。

次に、資料14ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には格納ハウスおよび通路が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料15ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料17ページ及び18ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（宮嶋 睦子）

それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員

（意見なし。）

○副議長（宮嶋 睦子）

それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝）

（着席）

○副議長（宮嶋 睦子）

山田部会長が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び山田部会長にお願いいたします。

○議長（山田 孝）

宮嶋委員、ありがとうございました。

○副議長（宮嶋 睦子）

（副議長席から自席へ）

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主査）

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページないし65ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が7件、利用権の設定が102件、合計で109件でございます。

地区別の内訳でございますが、所有権移転が東鷹栖地区2件、西神楽地区

4件、東旭川地区1件となっており、利用権設定が東鷹栖地区21件、永山地区20件、江神地区6件、西神楽地区19件、東旭川地区36件となっております。

集積面積は、所有権移転が23.8ha、利用権設定が229.4ha、合計253.2haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載される面積ですが、所有権移転や利用権設定においては、御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後報告があります、農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しておりますので、登記面積の修正や内地番の見直しなどにより、面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号4番につきましては、平委員に関係がありますが、本日は欠席されておりますので、このまま進めてまいります。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主 査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の12ページを御覧ください。

所有権移転の番号4番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買であり、譲受人が農地を買い入れて経営規模の拡大を図る案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号4番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号4番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 平委員に関係する案件につきましては、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号10番につきましては、柿木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時

退席をお願いいたします。

○委員（柿木 和恵）

（退席）

○議長（山田 孝）

では、事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主査）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。議案の20ページを御覧ください。

利用権設定の番号10番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、利用権設定の番号10番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、利用権設定の番号10番について「異議なし」と認め、決定をいたします。

○委員（柿木 和恵）

（着席）

○議長（山田 孝）

柿木委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の番号22番及び23番につきましては、鷺尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（鷺尾 勲）

（退席）

○議長（山田 孝）

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主査）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。議案の26ページ及び27ページを御覧ください。

利用権設定の番号22番及び23番につきましては、いずれも期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございま

す。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号22番及び23番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、利用権設定番号22番及び23番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○委員（鷺尾 勲） (着席)

○議長（山田 孝） 鷺尾委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号30番ないし33番につきましては、湯浅委員に関係がありますが、本日は欠席されておりますので、このまま進めてまいります。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の30ページないし32ページを御覧ください。
利用権設定の番号30番ないし33番につきましては、いずれも期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号30番ないし33番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号30番ないし33番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 湯浅委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号72番につきましては、滝川委員に関係がありますが、本日は欠席されておりますので、このまま進めてまいります。

事務局から説明いたします。

- 事務局（長根主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の49ページを御覧ください。
利用権設定の番号72番につきましては、農地保有合理化事業による貸付案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号72番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号72番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
滝川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番ないし3番、及び番号5番ないし7番は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
利用権設定の内、議事参与制限の8件を除いた94件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が49件、借主変更が27件、解約再設定が1件、稼働力不足などを理由とした新規案件が17件でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし3番、及び番号5番ないし7番、利用権設定の番号1番ないし9番、番号11番ないし21番、番号24番ないし29番、番号34番ないし71番、及び番号73番ないし102番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは67ページでございます。

江神地区で1件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、積雪はありますが、樹木が繁茂し山林の一部となっていることから、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。
日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。議案の該当ページは69ページでございます。

今年度、農地利用状況調査において農地の現況調査を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。

御審議いただく土地は東旭川地区1件で、面積は約1.1haとなっております。

該当農地につきましては、利用状況調査時に、今後農業上の利用の増進を図ることが見込まれないとの判断でしたが、前回利用意向調査実施時から、複数年経過していたため、改めて利用意向調査を実施し、所有者等に耕作意思がない旨確認したものであります。

なお、表の中ほどにあります、荒廃農地調査分類ですが、再生利用が可能

な荒廃農地についてはA分類,再生利用が困難と見込まれる荒廃農地についてはB分類となります。

農地に該当しない旨の判断をした場合は,土地所有者,北海道,旭川市,法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに,農地台帳の整理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは,議案第5号について審議願います。
御意見,御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは,議案第5号について「異議なし」と認め,議案のとおり非農地とすることに決定をいたします。

○議長(山田 孝) 引き続き,報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが,これにつきましては,既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局(須賀主任) 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは71ページないし74ページでございます。

本件につきましては合計10件の届出があり,地区ごとの内訳としましては,永山地区4件,江神地区2件,西神楽地区1件,東旭川地区3件となっております。

届出の内訳としましては,全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきましては,旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき,事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが,御意見,御質問はございませんか。

○委員(浅沼 博実) 13番浅沼です。
番号2番,番号3について,参考のために教えてほしいのですけれども,持ち分が21分の1というふうになって,2名の方が相続しようとなっているのですけれども,こういった場合はほかにも相続人がいるだけけれども,21分の1,1で割り当てをしているということで,ほかにも相続人が重複し

ておられるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（大谷副主幹）

事務局。

番号2番及び3番につきましては、浅沼委員が言われたとおり、ほかにも持ち分を持っている方がいらっしゃいます。その中で今回、持ち分の移動が相続として行われたのがこの2件だったため、報告としてあげているところであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

よろしいですか。

○委員（浅沼 博実）

はい、わかりました。

○議長（山田 孝）

ほかにありませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 任）

事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは75ページないし94ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区16件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区5件、東旭川地区9件の合計32件ございました。

このうち、番号15番につきましては、本年1月に審議しました農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に伴い提出されておりましたが、担当者の失念により、農地部会への報告が遅れたものでございます。

なお、配分計画自体の手続きは滞りなく進捗し、当初の予定どおり今月15日付けで北海道知事の公告がなされていることを確認しております。

また、番号16番につきましては、昨年12月にあっせん申出に合わせて合意解約の通知がありましたが、あっせん候補者の選定まで時間を要したことで、解約引渡日が延期となったため、本部会において報告するものでございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、

農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の95ページを御覧ください。

本件につきましては、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で3件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を閉会いたします。